

議案参考資料

[令和3年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

防災・危機管理課 防災・危機管理担当

議案名

議案第6号 桐生市国土強靱化地域計画の策定について

趣旨・目的

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)第13条に基づき、桐生市国土強靱化地域計画を新たに策定するものです。

概要

桐生市国土強靱化地域計画は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復興に資する施策を、防災以外の各分野の施策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な地域づくりを推進するものです。

1 計画期間：令和3年度を始期とし、国の基本計画や県地域計画の見直し、社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

2 基本目標：

いかなる災害等が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

3 計画の構成：

第1章 強靱化の基本的な考え方

第2章 脆弱性評価及び施策の推進方針

第3章 計画の推進

背景・経過

東日本大震災の教訓を踏まえ、国においては平成25年12月に基本法を制定、平成26年6月には基本法に基づき、国の国土強靱化に係る他の計画の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定(平成30年12月見直し)しました。また、群馬県においては、「群馬県国土強靱化地域計画」を平成29年3月に策定しました。

この度、桐生市においても、大規模自然災害等が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる強さとしなやかさを備えた地域・経済社会

の構築に向け、「桐生市国土強靱化地域計画」を策定しました。策定に当たっては、本市の地域特性、過去の災害等を整理し、国の基本計画及び群馬県国土強靱化地域計画並びに桐生市第六次総合計画との調和を図っています。計画の推進に当たっては、「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定し、それらへの対応施策等を検討・整理しながら本市の強靱化を進めていきます。